

少第238号
令和6年6月19日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

不良行為少年の適切な補導活動について

不良行為少年の補導については、「不良行為少年の適切な補導活動について」（平成20年12月26日付け少第839号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、各警察署にあっては、引き続き、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）及び「不良行為少年の適切な補導活動について」に定めるところに従い、不良行為少年の補導活動をより強力に推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に定める少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

2 不良行為少年の補導に当たっての基本的心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配意するものとする。

3 不良行為少年の発見時における措置

（1） 不良行為少年に対する注意・助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他健全育成上必要な助言等を行うものとする。

（2） 不良行為少年の所持する物件の措置

前記（1）の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適

当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意や助言等を行うものとする。

なお、後記(3)アの後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

(3) 保護者等に対する連絡

ア 前記(1)の注意や助言等のみでは、少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名・住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

イ 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、少年事件選別主任者（機動警察センターにあっては副センター長、高速道路交通警察隊にあっては、副隊長とする。）が判断するものとし、その連絡は、原則として少年警察部門の警察職員（機動警察センター及び高速道路交通警察隊にあっては、所属長が指定する警察職員とする。）が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の居住地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

(4) 不良行為の種別及び態様

「不良行為の種別及び態様」は、別添1のとおりとする。

4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、前記3(3)の連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）第77条に規定する少年補導票（別記様式第6号）を別添2「少年補導票の作成要領」に基づいて作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において少年課長以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、少年課長に速やかに連絡するものとする。

少年補導票の作成については、警察共通基盤システムを使用することと

し、「警察共通基盤システムによる少年事件書類等作成業務実施要領の制定について」（通達）（令和6年2月27日付け少第46号ほか）の規定に基づき適正な運用に努めること。

なお、当該警察共通基盤システムの運用が停止するなど、やむを得ない事情が生じたときには、少年補導票の用紙にて作成するものとする。

5 少年補導票の保管及び廃棄

(1) 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を少年課長を通じて、当該都道府県警察の警察本部少年担当課長に送付すること。

(2) 少年補導票の廃棄

少年補導票は、前記3(3)の連絡を行わなかったとき（連絡する必要があると認められるが、連絡することができないときを除く。）、当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳となったとき、その他保管の必要がなくなったときに、廃棄するものとする。

附 則（令和7年4月1日付け務第266号）

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又はぐ犯要件（少年法第3条第1項第3号に規定されたぐ犯事由及びぐ犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの。

種 別		態 樣
1	飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
2	喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3	薬 物 亂 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4	粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5	刃 物 等 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8	性的いたずら	性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9	暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
10	家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11	無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし又はたむろする行為
13	怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14	不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15	不 良 交 友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16	不 健 全 娱 楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 その他	(1) 迷惑遊興行為	神社、公園、空き地等において、花火やたき火をして、大声で騒ぐなど他人に迷惑をかける行為
	(2) 迷惑座込み 等行為	電車、駅のホーム、コンビニエンスストア等において、床や地面に座り込んで飲食、大声を発するなど、利用者、通行人に迷惑をかける行為
	(3) 有害図書類 携帯行為	有害図書類及び有害がん具等を所持し、携帯する行為

別添 2

少 年 補 導 票 の 作 成 要 領

第 1 少年補導票（表）

1 少年欄

(1) 氏名

フリガナを付して、本名を記入する。

(2) 住所

発見（補導）時の住居及び電話番号を記入する。

なお、住居不定の少年は、その旨を明らかにし、主な立ち寄り先がある場合には、これを記入する。

(3) 生年月日

生年月日及び年齢を記入する。年齢は、満年齢による。

(4) 性別

該当するものの番号を○で囲む。

(5) 学校又は勤務先

在学する学校名、学年、組又は勤務先の名称をできる限り詳しく記入するとともに、電話番号を記入する。

なお、有職少年が定時制高校等に在学中の場合は、勤務先と学校の双方の名称を記入する。

2 学職別欄

該当する番号を○で囲む。

なお、小学生、中学生、高校生及び大学生については、学校の公・私立別の該当部分を○で囲む。

3 保護者欄

当該少年を現に監護する者について、氏名、住所（電話番号を含む。）、年齢、職業及び当該少年との続柄を、それぞれの欄に記入する。

4 行為種別欄

該当する番号を○で囲む。

なお、複数の種別の行為がある場合は、主たる行為種別の番号を○で囲み、従たる行為種別の番号を○で囲む。

5 行為場所欄

該当する番号を○で囲む。

なお、次に掲げる行為場所の定義は、それぞれに定めるところによること。

(1) 「11 公営競技場」

競馬場、競輪場（専用場外及び場間場外の発売所を含む。）をいう。

(2) 「16 コンビニエンスストアー」

おおむね深夜又は夜間に営業することを常態とするセルフサービス式の比較的小規模の店舗で、食料品、雑貨類等の物品を販売するものをいう。

(3) 「23 接待飲食等営業所」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）第2条第4項に規定する営業の営業所をいう。

(4) 「24 店舗型性風俗特殊営業所」

風営適正化法第2条第6項に規定する営業の営業所をいう。

(5) 「25 その他」

風営適正化法第2条第7項から第10項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所、営業所等をいう。

(6) 「26 カラオケボックス」

カラオケ設備を有する個室を設け、当該個室を客に利用させる営業所（他の営業（深夜飲食店、飲食店等）と兼業している場合及びゲームセンター・ボウリング場と併設されている場合を含む。）をいう。

6 発見日時、発見場所欄

当該少年を発見した日時、場所を記入する。

なお、発見時間は、24時間制で記入する。

7 グループ関係欄

(1) 補導人員

該当する番号を○で囲む。

(2) 同時補導少年氏名

当該少年の補導時に、共同行為者等として同時に補導した他の少年がある場合は、その少年の氏名を記入する。なお、同時に補導した少年が多数ある場合は、「○○他」などの記載で足りる。

(3) グループ加入

該当する番号を○で囲む。

この場合、当該少年が、非行集団（少年を主とする3人以上の継続的な集団であって、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帶を強める性格のものをいう。）又は不良行為グループ（不良行為を繰り返している少年を主とするグループであって、非行集団に至らないものをいう。）に加入している場合は、そのグループ名を記入する。

なお、明確な名称を有しないグループについては、「いわゆるチマー」、「遊び仲間」などの記載で足りる。

8 連絡上の参考事項欄

補導時における当該少年の態度、言動その他連絡上の参考となる事項を記入する。

9 作成年月日欄

当該少年補導票を作成した年月日を記入する。

10 作成者欄

当該少年を発見した警察職員が作成者となる。

作成者は、課・係名又は交番若しくは駐在所名、階級（警察官以外の警察職員にあっては、職名とする。以下同じ。）及び氏名を記入する。

11 連絡欄

(1) 連絡区分

保護者等に対する連絡について、作成者が必要と認めた連絡区分の該当項目の番号を○で囲む。

(2) ※審査

警察署にあっては少年事件選別主任者、機動警察センターにあっては副センター長、高速道路交通警察隊にあっては副隊長が、連絡区分について審査し、その要否を決定した上、該当するものを○で囲むとともに、その経過を明らかにするため、連絡要否判断者欄に記名する。

(3) ※連絡月日、※被連絡者

連絡した者が、連絡した月日・時間と連絡の相手方となった者の氏名、当該少年との続柄等を記入するとともに、連絡者欄に記名する。

(4) ※連絡状況欄

連絡した者が、被連絡者の応対状況等について記入する。

12 ※作成番号欄

作成年月ごとに一連番号を記入する。

13 ※作成所属欄

作成者の所属を記入する。

14 ※保管署欄

当該少年の住居地を管轄する警察署を記入する。

15 作成所属決裁欄

作成者が所属する所属長の決裁を受ける。

なお、警察署においては、少年警察部門以外の警察職員が作成した場合は、当該部門の幹部の決裁を経ることについても配意すること。

（地域課員が作成した場合は、地域課（係）長等の決裁も経るよう配

意すること。)

第2 少年補導票（裏）

不良行為少年の補導に当たって、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を、当該少年が所持していることを発見し、当該物件を所持しないよう必要な注意や助言を行ったときに、そのてん末を明らかにするために作成する。

1 少年が返還し、又は預けた物件欄

不良行為少年の補導に際し、保護者等に対する連絡を行い、保護者等が呼出し等に応じた場合で、その場において当該少年が当該物件を所有者その他権利者に返還し、又は保護者等に預けたときに作成する。

(1) 品名

少年が返還し、又は預けた物件の品名を少年補導票の作成者が記入する。

この場合において、余白には、斜線を引き、押印する。

(2) 数量

品名欄に記載した物件の数量を少年補導票の作成者が記入する。

この場合において、余白には、斜線を引き、押印する。

(3) 受領者

少年から物件の返還を受けた所有者その他権利者、又は物件の預けを受けた保護者等が記入し、押印する。

(4) 立会者

物件の返還又は預けに際し、立ち会った者が記入し、押印する。

この場合において、警察職員以外の立会者がいるときは、その者に上段の記入、押印を求める。

2 少年が任意に廃棄した物件欄

不良行為少年の補導に際し、その場において当該少年が当該物件を任意に廃棄したときに作成する。

(1) 品名

前記1(1)に同じ。

(2) 数量

前記1(2)に同じ。

(3) 立会者

物件の任意の廃棄に際し、立ち会った者が記入し、押印する。

この場合において、警察職員以外の立会者がいるときは、その者に左欄の記入、押印を求める。

3 上記以外の措置を講じた物件欄

不良行為少年の補導に際し、前記1及び2以外の措置を講じたときに

作成する。

(1) 品名

前記 1 (1) に同じ。

(2) 数量

前記 1 (2) に同じ。

(3) 措置の内容

前記 1 及び 2 以外の措置（当該少年に対し、当該物件を保護者等へ預けるよう助言するにとどめた場合等）をとった警察職員が、その内容を記入する。

(4) 措置者

措置の内容を記入した警察職員が記入し、押印する。

なお、措置者が当該少年補導票の作成者と同一であるときは、斜線を引き、押印することで足りる。